# 第2章

<警察政策フォーラム> ファミリー・バイオレンスへの対応

# く警察政策フォーラム>

# ファミリー・バイオレンスへの対応

警察政策研究センター

# 1 フォーラム概要

警察政策研究センターは、平成25年3月1日、側社会安全研究財団との共催、(公財)公共政策調査会、警察政策学会、(一財)警察大学校学友会の後援により、全国都市会館(東京都千代田区)において、警察政策フォーラム「ファミリー・バイオレンスへの対応」を開催した。

DV (ドメスティック・バイオレンス) その他のファミリー・バイオレンスについては、関係行政機関において事案を早期に認知し、各機関が相互に連携しつつ、適切な対応(被害者の安全確保、加害者に対する指導警告等)を図ることが、重大事案への発展を未然に防ぐ上で重要である。しかしながら、被害者の側からすれば、関係行政機関が多岐にわたることの結果として、どこに相談に行けば自分のニーズに応えてもらえるのか必ずしも明確でない。また、公的機関による事案認知後の対応に関しても、関係行政機関の相互連携を担保する枠組みが十分確立されているとは言い難い。

これらの問題に対する処方箋としては、行政の側で、相談の受理から対応までを一元的に取り扱う窓口を設けるという手法も考えられるところである。行政の側における一元的な窓口の設定事例としては、米国における「ファミリー・ジャスティス・センター・モデル」(Family Justice CenterModel)と言われるワンストップ・サービスの導入事例があり、公的機関によるファミリー・バイオレンス事案の早期認知及び認知後の多面的対応に大きな成果を上げているといわれる。また、国内においても、市役所内における対応の一元化事例として、福岡県久留米市等における先進的なDV対策がみられるところであり、公的機関によるファミリー・バイオレンス事案の早期認知及び認知後の多面的対応を図る上で、大いに参考にすべきものと考えられる。

また、ファミリー・バイオレンスの再発を防止するためには、加害者の更生を図ることが重要であるものの、 我が国においては、ファミリー・バイオレンスの加害者を更生させることを目的とする公的な制度がいまだ確立 されていない状況にある。しかし、民間レベルでは加害者の更生に向けた草の根の取組みが萌芽を見せている。

今回のフォーラムは、ファミリー・バイオレンス対策に精通する国内外の実務家や研究者の参加を得て、上記の各取組みを紹介していただきつつ、その有効性についての議論を深めることにより、我が国におけるファミリー・バイオレンス対策の有効かつ適切な対策の在り方について示唆を得ることを目的として開催されたものである。

本フォーラムでは、冒頭の横内泉警察政策研究センター所長による開会挨拶及びイントロダクションの後、有 識者2 名による基調講演が行われた。講演者及び講演タイトルは次のとおりである。

- 後藤弘子氏(千葉大学大学院専門法務研究科教授) 「私的な領域における安心・安全をどう確保するのか―『ホーム・バイオレンス』への対応―」
- ブレット・ジョンソン氏 (米国ワイオミング州スウィートウォーター郡公選検事)

「ファミリー・ジャスティス・センター (FJC) モデル―米国におけるファミリー・バイオレンス被害者のためのワンストップ・サービスの導入事例―」

また、基調講演後のパネルディスカッション(討論)においては、横内所長がコーディネーターを務め、上記の基調講演者のほか、中島幸子氏(NP0法人レジリエンス代表)、福井裕輝氏(NP0法人性障害専門医療センター代表理事)、石本宗子氏(福岡県久留米市男女平等推進センター相談コーディネーター)、河合潔氏(前警察庁

#### 64 ファミリー・バイオレンスへの対応

生活安全局生活安全企画課長)により、我が国におけるファミリー・バイオレンス対策の有効かつ適切な対策の 在り方について活発な議論が行われた。

本フォーラムには、大学研究者、報道機関、関係機関、警察関係者等、約150名が出席した。

# 2 イントロダクション

以下は、講演や議論を共通の土台でよりよく理解してもらうため、開会挨拶に引き続き行われた「イントロダクション」を整理したものである。

### (1) ファミリー・バイオレンスについて

ファミリー・バイオレンスとは、家族間における暴力の総称であり、例えば配偶者からの暴力(いわゆるDV) あるいは児童虐待、高齢者虐待といったものがこれに当たる。本日はファミリー・バイオレンス全般を議論 の対象とするが、お迎えした基調講演者・パネリストにはDVを専門領域とされている方が多いことから、議論の 中心はDVになるものと予想される。

### (2) ファミリー・バイオレンスの深刻化

近年、ファミリー・バイオレンスに関する関係機関への相談件数が右肩上がりで増加するなど、徐々にこの問題の深刻さが明らかになりつつあるが、こうした状況は犯罪統計からも垣間見ることができる。

図1は、住宅内で発生した暴行・傷害事件について、被害者の年齢層及び性別ごとに犯罪率(人口10万人当たりの犯罪認知件数)の推移を示したグラフである。総じて上昇傾向にあるが、中でも20歳から64歳までの成人女性の被害が急増している。

図2は、急増している成人女性被害に係る事案について、「被疑者は誰か」別に検挙件数の推移をグラフにしたものである。配偶者が被疑者である事案、つまりDV事案が特に増加していることが読み取れる。

図3は、65歳以上の高齢被害者に係る事案について、同様に検挙件数の推移をグラフにしたものである。近年 顕著に増加しているのは、子又は配偶者が被疑者である事案、つまり子による虐待事案とDV事案である。

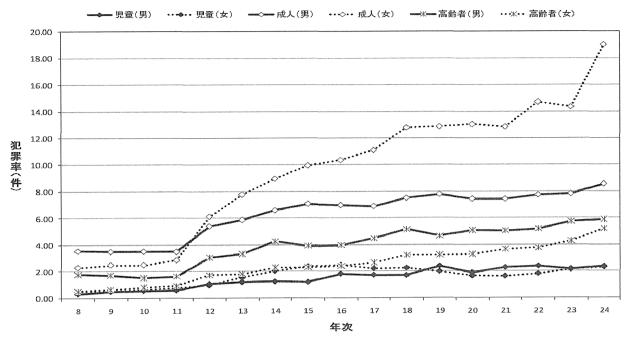
図4は、13歳未満の児童被害に係る事案について、同様に検挙件数の推移をグラフにしたものである。年により若干の増減はあるが、父母が被疑者である事案、つまり親による虐待事案が増加傾向にある。

このように、DV、高齢者虐待、児童虐待といったファミリー・バイオレンスが年々増加傾向にあるのは、平成12年以降、ファミリー・バイオレンスを防止するための法整備が順次進められたことと、この問題に対する社会の認識が高まったことにより、これまで潜在化していたものが明るみになったという面が大きいと思われる。しかし、その一方で、まだ声を上げられていない、助けを必要としている被害者も相当数いるのではないかと推察される。また、この問題への本格的な取組み自体、まだ緒についたところであり、決して十分と言えるものではないと考えられる。

そこで、今回のフォーラムにおいては、「ファミリー・バイオレンスへの対応」をテーマに取り上げ、事案をいかにして早期に認知するか、また、認知した後、いかに関係機関・団体が連携して被害者の継続的なフォローや加害者の更生を図っていくか、こういった問題を考えてみたい。

(図1)

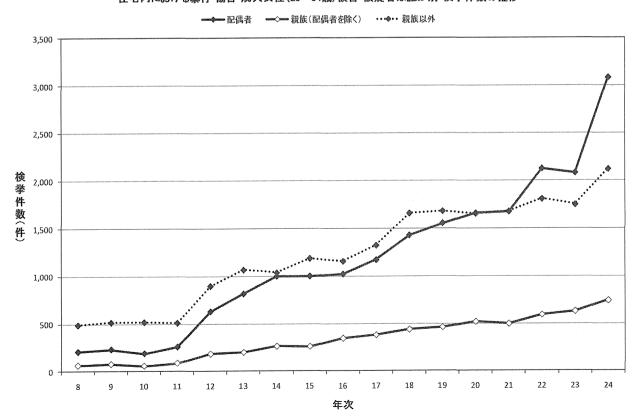
# 住宅内における暴行・傷害 被害者の年齢・性別別 犯罪率の推移



注 1 犯罪率は、当該人口10万人当たりの認知件数である。犯罪率算出に用いた人口は、総務省統計局の国勢調査 人口及び推計人口(各年10月1日現在)による。ただし、平成24年の人口は8月1日現在の推計人口である。 2 被害者年齢は、児童13歳未満、成人20-64歳、高齢者65歳以上の年齢区分による。

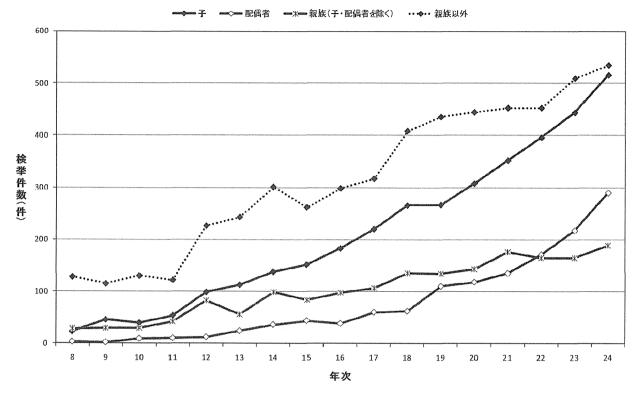
(図2)

# 住宅内における暴行・傷害 成人女性(20~64歳)被害 被疑者は誰か別 検挙件数の推移



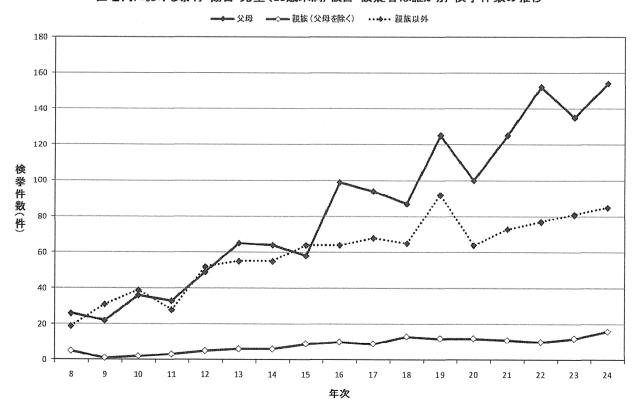
(図3)

# 住宅内における暴行・傷害 高齢者(65歳以上)被害 被疑者は誰か別 検挙件数の推移



(図4)

# 住宅内における暴行・傷害 児童(13歳未満)被害 被疑者は誰か別 検挙件数の推移



# 【基調講演 1】「私的な領域における安心・安全をどう確保するのか —「ホーム・バイオレンス」への対応—」

千葉大学大学院専門法務研究科教授 後藤弘子

### 0 はじめに

今から13年前の2000年に警察政策フォーラムで「刑事司法におけるDV及び児童虐待対策〜米国での取組み〜」というシンポジウムが開催された。

私はそのシンポジウムにもパネリスト、シンポジストとして参加した。そのときのことをとてもよく覚えている。 その概要は、マサチューセッツ州の検察官の方と、米国でDVでお嬢さんとお孫さんを亡くされた加藤洋子さんを お呼びして、米国での取組みを考えていくというものであったが、ご承知のように、翌2001年には配偶者暴力防 止法(DV法)が成立した。

今日も米国における新たな取組みであるファミリー・ジャスティス・センターについてお話があるということで、このフォーラムをきっかけとして新たな被害者支援の一歩が踏み出せるということをとても期待している。

### 1 家庭は暴力的な場所

最初に、ファミリー・バイオレンスへの対応を検討するに際して、これは皆様に改めて申し上げることでもないが、従来、安心・安全の場であると考えられていた家庭は、実は、安全ではない暴力的な場所であることを 指摘しておく。ファミリーが生活する場所である「ホーム」がいかに暴力的な場所であるかを前提として、支援 を考えていくことが必要になるということを改めて確認しておきたいと思う。

図1は、検挙件数における被害者・加害者の関係別構成比であり、一番上が殺人である。殺人は親族間で起こることが多いことは知られており、例えば全く見知らぬ者を殺すということはとても少ない。このことを逆に言えば、殺人が最もよく起こるのは親族間であり、家庭の中であるということが改めて確認される。

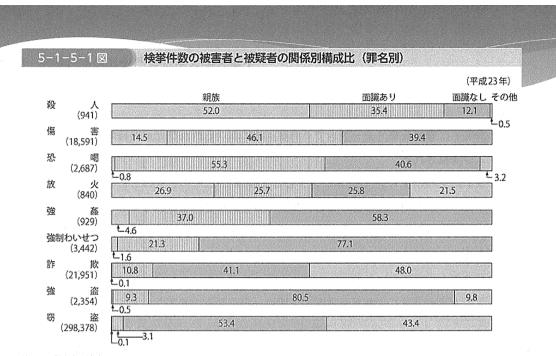
殺人は暗数がとても少ない犯罪であるのと対照的に、強姦や強制わいせつ等の性犯罪は、暗数が比較的高いものとして取り上げられることが多い。そこにおいても、ある程度の親族や面識がある人たち、面識があるという中には当然ながら恋人も入ってくるわけだが、そういう人たちによる犯罪がとても多い。

性犯罪の場合には、デートレイプと言われるような、関係性がある人との間の性暴力はあまり検挙されないことはよく知られている。それでもこれだけの件数があるということは、実際はもっと数が多いと推測される。

そういう意味では、「ホーム」において、あるいは関係性がある人の間で暴力が起こることがとても多いことが、図1と併せてもよく分かると思う。

68

(図1)



- 1
- ョススノンのBILLはる。 捜査の結果、犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件を除く。 「その他」は、被害者が法人その他の団体でおよれるみではせない。 被害者が法人その他の団体である場合及び被害者がない場合である(殺人の「その他」は、全て殺人予備である。)。
  - ()内は、実人員である。

『平成24年版犯罪白書』

# 関係性としての「ファミリー」・場所としての「ホーム」

今日はファミリー・バイオレンスについて考えるのだが、「ファミリー」とは何だろう。これはいろいろな定 義ができると思うが、とりあえず私がこの場で定義しておくとすれば、「選択可能な関係性・選択不可能な関係 性によって構成されている人間集団」である。選択可能性で念頭に置かれるのは、例えば妻と夫という配偶者関 係があるし、選択不可能な関係性に関しては、親子関係が最も代表的なものだと言える。

重要なことは、日本では配偶者暴力防止法というのは男性と女性、ヘテロセクシュアルの関係性で、しかも婚 姻関係がある人にサポートの焦点が当たっているが、本来ならば、その関係性が法的承認を受けているかどうか は問わない。そこに被害者がいるわけだから、関係性が法的であるかどうかを問わない形でファミリーを考えて いく。場合によっては同性間のカップルについても、ファミリーというカテゴリーで捉え、そこで起きる 暴力を考えることも可能になってくると思う。

「ホーム」はファミリーが生活をする場としてとりあえず考えたい。関係性を重視していけば、例えばデート DVと言われるような恋人間における暴力も「ホーム」で起きたものと捉えられるが、飽くまでも生活の場と して捉えるならば、例えば一緒に生活をしていない関係性は除かれることになる。

ただ、ファミリー・バイオレンスと言ってもホーム・バイオレンスと言ってもよいが、恋人の間で暴力が起き るということになると、その恋人から暴力を受けている被害者は、自分が帰る場所はとりあえず安全であるかも しれない。しかしながら、そこで用意されている安全な場所にストーカーという形での直接的な被害が及ぶこと も十分にあり得る。その意味では、彼女や彼がいる「ホーム」は既に安心・安全な場所とはいえない。なぜな ら、被害者は誰かから暴力が行われることに常におびえながら生きなければいけないからだ。そういう場合も考 えれば、例えばデートDVもホーム・バイオレンスに入ってくる。

### 3 ホーム・バイオレンス

その場所が安心・安全なところになるように、どうやって私たちは介入をしていけばいいのか。そういう観点を強調していくことによって、安全ではないホームという場があり、その場が安心・安全になるように介入をする必要性が見えてくるような気がする。

したがって私は、「ファミリー」と言うよりは「ホーム・バイオレンス」という形で、物理的な場所を中心と した親密な関係性、選択的な親密性や非選択的な血縁的親密性によって構成されている場が安心・安全な場であ るために、私たちは何ができるのかということを考える必要があると考えている。

暴力が存在していても、ホーム・バイオレンスの場合は、いくつかの理由により発見がとても困難である。その発見困難な場であって、親密な関係性によって構成されていて、生活の場であるホームにおける暴力を私たちはどうやって減らしていけるのかということを考えることが必要になる。

「ファミリー」と言ったときにそこから除かれる人たちが、「ホーム」という形で議論した場合に十分含むことができるかどうかは議論があるところだが、場所を限定することによって介入がやりやすくなるような概念化を、DV法ができてから12年目、児童虐待防止法ができてから13年目になるこのタイミングに考え、概念を再定義していくことが必要ではないかということを最初に確認しておきたい。

また、ホームにおける暴力は、ケアの場における暴力という特徴を持つ。ケアというのは、ある意味愛情に裏打ちされている場合が多いが、必ずしもそうとは限らない。最近、ケアについてさまざまな視点から議論されるようになってきているが、ホームにおいては、ケアの問題性がそのまま出てくる。特に高齢者虐待の場合には、ケアを行う場においてケア自体が暴力になっていく可能性がある。児童虐待も同じだ。

ホームは、承認された権力関係と事実上の権力関係が複雑に交錯する場でもある。そのため、ホームは、多様で濃密な感情が交錯する場ということになる。ホームは、ある意味特殊な場所として想定されるので、社会的つながりから切れた形で暴力が行われていく。そのため、ホームを安全に保つためには、そのホームのメンバー(構成員)による自助努力が推奨される。

公的な領域や私的な領域という分け方以外に、ホームという場所的特殊性についてもいろいろ考えていく必要 がある。

### 4 ホームにおける暴力に対するまなざしの変化

ホームにおける暴力に対するまなざしは変化をしてきている。介入のための法整備がここ10年間で進んでいる。 ストーカー規制法、児童虐待防止法、DV法、高齢者虐待防止法と、関係する機関や主に中心となる機関は 異なるものの、さまざまな法制度が整備されてきている。

また、DVの相談件数は、配暴センターの相談件数(図2)も警察での私的な領域における安心・安全をどう確保するのか 相談件数(図3)も増加している。さらに、保護命令事件の処理件数についても、ずっと増加傾向にある中で、最近は若干減少しているのだが、大きな流れで言えば増加傾向にある。

夫から妻への暴力の検挙状況(図4)からも状況の変化が分かる。傷害については、ある程度一定の数で推移をしている状況であるが、暴行に関しては明らかに増加している。

児童虐待については、児童相談所に対して報告される件数も年々増加していて(図5)、これは減少することがない。また、児童虐待に係る事件も増加している(図6)。

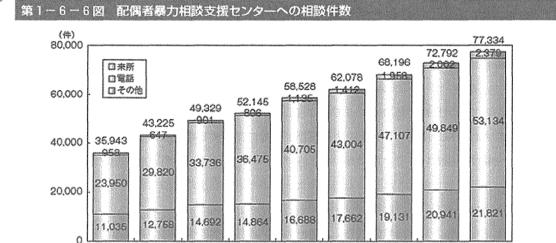
高齢者虐待に関するデータは、施設における高齢者虐待に関するものと、養護者による高齢者虐待に関するものがある。図7は後者であり、これも増加の傾向にある。

高齢者の刑法犯被害も増加している(図8)。特に身体に対する被害は、数としてそれほど増えていないにしても、認知件数の増加がみられる。全認知件数に占める高齢者被害認知件数の割合は増加傾向にある。

これらの統計資料で明らかになったように、相談をするということ、つまりホームの外に事件が出ていくということがかなり行われている。それで十分かどうかはまた議論があると思うが、少なくとも、ホームの中にとどまっていない事件が増加していることだけは確かである。

(図2)

# DV相談件数の増加(配暴センター)



18

19

20

(儒考) 内閣府資料より作成。

平成14

15

16

17

『平成24年版男女共同参画白書』より

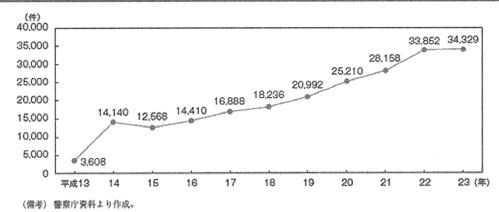
22 (年度)

21

(図3)

# DV相談件数の増加(警察)



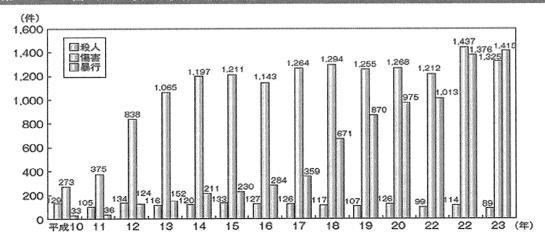


『平成24年版男女共同参画白書』より

(図4)

# 夫から妻への暴力の検挙状況

# 第1-6-4図 夫から妻への犯罪の検挙状況

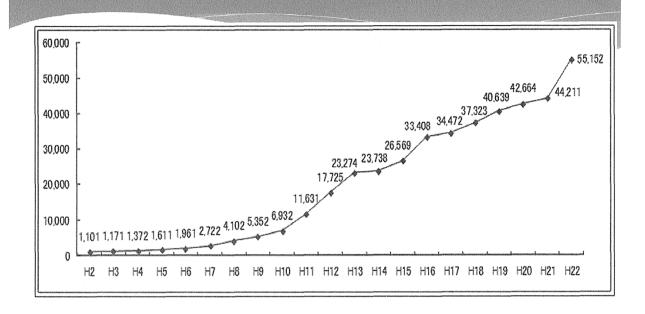


(備考) 警察庁資料より作成。

『平成24年版男女共同参画白書』

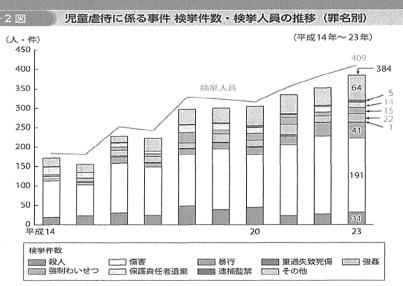
(図5)

# 児童虐待報告件数(児童相談所)



(図6)

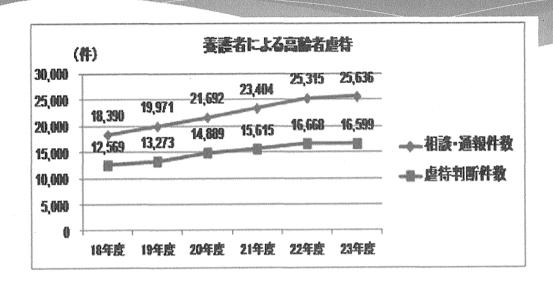
# 児童虐待に係る事件の推移



警察庁生活安全局の資料による。 無理心中、出産直接の殺人及び保護責任者遺棄を含まない。 「その他」は、現住建造物等放火並びに暴力行為等処割法、覚せい剤取締法、児童福祉法、児童買春・児童ボルノ禁止法、青少年保 護育成条例及び学校教育法の各述反である。

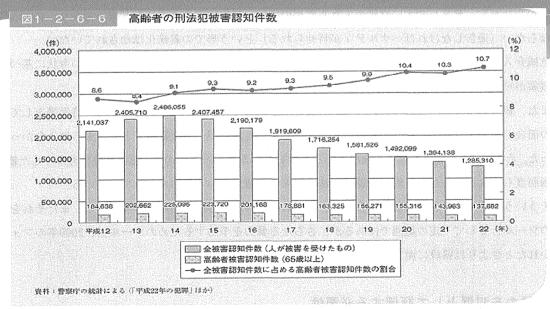
(図7)

# 養護者による高齢者虐待



(図8)

# 高齢者の刑法犯被害認知件数



『平成24年版高齢社会白書』

# 5 定義の拡大等

それに伴って、これは皆さんもご存じのように、DVに関しても、例えば配偶者や暴力の定義が変化している。 ただ、保護命令についてはなかなか変化していない状況がある。

また、他の暴力との視点の共有化も進んできている。例えばDVの目撃を児童虐待と位置付ける児童虐待防止法の第1次改正があり、そして配偶者暴力に関しても児童虐待の視点が法律上は入るということになっている。

ただ、実際問題としては、現場では両方がリンクすることは難しい。例えばDV法でシェルターに行くという人がいた場合、そこにお子さんがいれば、当然ながらお子さんは児童虐待防止法の対象となり得る。加害行為

(DV) があるということは、DVを目撃している子どもがいる、つまり、DVの環境の中で育っている子どもがいるということを意味する。ただ、DV法の枠組みとして、被害者である母親に焦点を合わせているために、

なかなか二つがリンクするということは難しい。例えば、保護命令が出ていても、家庭裁判所で離婚の調停等が 行われるような場合には、面会交流が原則となる。

子どもに対する影響が認識されない状況はあるにせよ、少なくとも法律上は、他の暴力と視点を共有するというところに歩が進められている。

また、危機介入のツールも増えている。接近禁止命令の範囲を拡大し、子どもに対する接近禁止命令、親族に対する接近禁止命令、電話等の禁止命令等が行われるようになった。また、退去命令が2 カ月になるというような形で、だんだんとツールも増加している。

さらに、関係する機関の拡大、NGOなどとの連携、都道府県から市町村への、配暴センターの機能の移行などという状況もある。また、警察による援助も拡大をするという形で、いろいろな関係機関を巻き込むような 方向性にはなっている。

ただ、それでも毎回言われるのだが、どうやって各機関が機能的に連携していくのか。このことは、後のパネルディスカッションでも話題になるところだと思う。

# 6 児童虐待に対する介入の変化

児童虐待についても少しだけお話をしておく。児童虐待も、発見のための方法は増加している。

しかしながら、発見しやすい立場の人たちについては、報告は努力義務にとどまっており、必ず通告しなければならない(通告しなければペナルティが科せられる)という形での義務化はなされていない。

危機介入のためのツールも増加している。ご承知のように、安全確認のために裁判所の令状に基づく臨検や児 童捜索が可能になっており、より子どもの安全に役立つようなツールもできている。

また、親権制限が強化されるという流れもある。これまで、児童虐待を理由として一時保護をしても、親権者との面会が制限できなかったり、里親のところに行っても里親が十分な親権者として振る舞えなかった状況があった。そのため、日本の場合には親権はあるかないかしかなかったものを、児童虐待を理由とした親権の停止・制限制度も導入されるなど、親との関係を法的にも切り離すという努力もされてきている。

そういう意味では、相談件数や報告件数、ホームから外に出る件数も増加しているし、またそれを発見するためのツール、そして一定の範囲ではあるが、さらなる暴力を予防するためのツールも、2000年のフォーラムが開かれたときよりは格段に増えている。

### 7 暴力を犯罪として評価する必要性

ただ、残念ながらこの十数年の動きの中でまだまだ欠けていると思うのが、暴力は犯罪であるという認識であ

る。暴力を犯罪として評価することが必要だということになっていない。

この原因がどこにあるのかを考えるに、日本における刑事システムの選択肢の硬直化にあると思う。何も刑務所に入れることにつながる道だけが、私的な領域における安心・安全をどう確保するのか犯罪として評価する場合に予定されているものではないはずである。犯罪として評価することで、被害者支援や再発防止につながる制度が必要ではないかと思う。

犯罪として評価することを、そしてその犯罪がホームで行われている場合にそのホームへ介入することを阻害 する要因として、次のようなものが考えられる。

まず、これはよく言われることだが、暴力が簡単に読み替えられて正当化されてしまうことだ。児童虐待であればしつけ、DVであれば夫婦げんか、高齢者虐待であれば介護疲れという形で、暴力を犯罪として認識することを妨げる、さまざまな言い換えがまだ数多く使われている。

また、ホームの中においては制度上の権力関係と事実上の権力関係が複雑に交錯している。例えば親子に着目していくと、親子関係は制度上の権力関係であるから、その権力関係に注目すればよいが、夫婦の場合には、制度上は対等な関係だが、それが容易に事実上の権力関係に移行していく。

ホームにもいろいろな権力構造があるのでこれを読み解いていく必要があるのだが、それがまだ十分に行われていない状況にある。

また、2000年以降法的な対応がされているので、法的な対応は既に十分だという、ある意味で誤解のようなものも生まれているところがある。発見は依然として困難であるにもかかわらず、介入を促進するモーターになる制度設計ができていない状況にある。

犯罪という形で考えていくと、犯罪というのは家庭の外で起きると多くの人は考える。最初に申し上げたように、家庭の中は安全・安心な場であるはずだという思い込みが存在していて、家庭の外で起きる、数が少ないけれども世間を騒がすような事案に対する対策がどうしても先行してしまうということがある。

また、これが一番重要なことだと思うが、通常、犯罪の被害者になった場合には「私は被害者である」という 認識を簡単に持つことができるのだが、ホームにおける暴力の場合には、客観的に見たら被害者であるはずの 人たちが、自分を被害者として認識することができない。被害者の意思の確認というときに非常な困難が伴う。 通常の犯罪の被害者とは異なる認識を被害者は持っていることを忘れてはならない。

例えば、DVで夫から被害を受けている女性は、自分が被害に遭ったということを認識することが、自分が選んだ夫を糾弾することになる。それは自分に必ず返ってくるわけである。自分の選択が間違っていた、ないしは自分のこれまでの人生を否定するということにもつながっていく。また、自分の子どもの父親の行為を犯罪として評価してもらうことに対しては、かなりのハードルがあるのは言うまでもない。

またそれ以外にも、被害者が加害者に操られている状況もある。自分を被害者として正しく認識してもらうための支援は、時間のかかるものではあるが、必要性は高い。それは子どもについても同じだ。

そういう意味で、「私は被害者だ」と言えるためのサポートが必要になってくるわけだが、それがない中で、 どうやって被害者の意思を確認するのか。そうしたサポートの欠如が、暴力がホームから外に出てこない(ホームにおける暴力に対する公的機関の介入を妨げている)最大の要因になっているのではないだろうか。

### 8 刑事的な介入を困難にする要因

また、いったん暴力が外に明らかになったとしても、それを犯罪として評価し、刑事司法過程に乗せるのには 難しい問題がいくつかある。 一つは、犯罪は私的な領域では起こらない、という前提で刑法体系ができているということだ。そもそも犯罪 は公的な領域の秩序維持を前提とした制度構築がされている。したがって、私的な領域にふさわしくないツー ルがそこには存在している。

また、ホームはケアが行われる場所であるから、ケアの権力性や暴力性に対する自覚が、加害者にも被害者にも、介入する方にもない。その結果、先ほどの言い換え、つまり児童虐待をしつけと言い換えたり、DVを夫婦げんかと言い換えたりすることが簡単に行われてしまう。そして、それに介入側が乗ってしまうことで、介入が促進されないという状況が生み出さてしまう。

継続した関係性への介入に関していうと、犯罪というのはある人に対して1回限りが前提となっているわけであるから、それが継続して起こることをどうやって予防していくのかという予防の観点を、犯罪に対する評価と同時に行うということはとても難しい。

また、先ほど申し上げたが、私的な領域においては、家族が責任を取る、ないしは個人が責任を取ることが強調される。そもそも、ホームという私的な領域は、公的領域と切り離された、他者を排除する構造になっている。 介入をして暴力から救い出してくれる他者が入り込めないような構造をそもそも持っている。

このようなことが、例えばホームから問題が顕在化して出てきても、その顕在化した問題を犯罪として評価し、 何らかの対策を取ることを困難にしている要因ということになる。

次に出てくるのは、いったん犯罪として評価し、介入すればそれでいいのかという問題である。先ほどから私は、犯罪として評価し、介入しようということを申し上げているが、ただ、従来の刑事司法システムを前提とするならば、犯罪として評価し、介入するのは、犯罪者に刑罰を科すこと、最終的には身柄を拘束して刑務所に入れることを目的とする行為ということになる。それで十分かと言えば、十分でないと言わざるを得ない。

日本の刑事司法制度は硬直化していると思う。つまり、犯罪に対して刑罰を科すことだけを刑事司法制度は目的としているように思える。最近、ドラッグ・コートやTreatment Court (治療的司法)と言われる制度が、米国のみならずオーストラリアでもカナダでも取り入れられている。これらの制度は、犯罪に対して、これまでのように応報的対応を行うのではなく、刑事司法自体が犯罪者の社会復帰や再犯の予防を目的とする。日本では、これらの制度はまだ一部しか導入されていない。捕まえて刑務所に入れるという、伝統的な応報的な刑事司法制度のみが選択肢として用意されている。

#### 9 刑事司法の改革だけでは不十分

伝統的な刑事司法は、いま申し上げたホームにおけるバイオレンスに対応するには不十分である。そもそも応報的な刑事司法は、公的な領域での秩序の維持のために存在しているわけだから、それではないタイプの犯罪に対して今の制度で十分に対応できるかというと、それは難しいと言わざるを得ない。したがって、刑事司法の改革がある程度必要だが、それだけでは不十分である。

これから少し社会的な背景の話になる。例えば犯罪として評価した、そして被害者に対し、被害者としての認識が十分になされ、被害者の支援を開始することになっていったとしても、その支援が十分ではないという日本の社会状況がある。

例えば、女性が働いて自立しようと思っても、そもそも男女の賃金格差が甚だしい状況にある。男性を100としたら女性は72ぐらいで、韓国よりも賃金格差の大きい状況が最近は存在する。夫と別れて子どもと暮らしていく女性たちはほとんど非正規雇用となり、相対的貧困家庭になってしまう。

また、専業主婦の場合、長いブランクの後に働き先を見つけるのも、比較的高い年齢層の女性が就職するのも

困難である。加えて、相対的貧困対策も不十分である。

児童虐待の場合には、施設に行くか親元に帰すかという選択肢しかない。 もちろん、施設で十分なケアがされているわけではあるが、第三の道である里親は、十分には存在していない。

このように、介入後の選択肢がとても少ない。逃げられる状況になって、その人が逃げる決心をしたときに、 介入が行われても、生きていく支援にはならない。

また、よく言われることだが、なぜ被害者が逃げなければいけないのかという根本的な問題がある。逃げることに躊躇している時期がDVの場合には長く続くわけだが、その躊躇している間に身体への危害を防ぐ仕組みがない。同居は続けるが相手の暴力を減らしたいというニーズがあった場合に、そのニーズを満たす選択肢も存在しない。

児童虐待も、一時保護は比較的行われるようになってきていると思うが、その後の親に対する適切なプログラムが少ない。全くないとは言わないし、かなり充実はしてきているが、不十分な変化しか起こっていないうちに帰さざるを得ないという状況がまだまだ存在する。

1 年ほど前だが、日本における男女間の経済格差について、OECDのトップが警鐘を鳴らしたという記事があった。日本の「男女平等」の後進性については、枚挙にいとまがないほどさまざまな形で語られている。

そういう「男女平等」の度合いが低い日本で、女性が被害に遭ったとき、その女性たちに対してどういうサポートがあるのかということも考えていかなければいけない。「男女平等」の度合いの低さというのは、一朝一夕に変わるものではない。そのことを前提として、地に足がついた支援を行っていく必要がある。

### 10 具体的な場面での問題

# (1) 限定されるDV

具体的な場面での問題について少しお話をしたいと思う。ご存じのように、日本のDV法はデートDVを対象としていない。例えば長崎DVストーカー事件のように、加害者と被害者が同居しているような場合は、ストーカー規制法か民事保全法上の仮処分で行くしかない。ホームが、ホーム以外のメンバーによって脅かされているのがDVストーカーであると考えれば、当然ながら、DVが配偶者間に限定されることがおかしいということはすぐ分かると思う。

#### (2)被害者の意思の過度の重視

なかなか解決できない問題に、「被害者の意思」をどこまで重視するべきかがある。被害者の意思の重視は、 犯罪者を逮捕する、ないしは何らかの介入をするためにとても重要な要素として考えられているし、また、公判 を維持していくためにも重要なことであることを私は否定するものではない。ただ、被害者の意思を確認すると いうことを、どの程度どのような形で行えばいいのかに関してはさらなる検討が必要である。

暴力によって既に対等性が失われているのに、なお本人の意思を尊重しようとするならば、あたかもそこに権力関係がないかのような扱いがされてしまう。

また、先ほど指摘したように、被害者は被害を認識できないので、本人に対してエンパワーしていかなければいけない。エンパワーができていないにもかかわらず、被害者の意思を重視するということが果たして適切なのかについても考えていく必要がある。

また、一方で児童虐待に関しても、親の意思が中心におかれ、子どもを帰しても大丈夫かについて言えば、客 観的な再統合のための指標がないまま再統合している場合もある。 そういう意味では、加害者の意思ないしは被害者の意思をどれだけ重視するのかは根本的な問題であるといえる。もし、重視するのであれば、必要なサポートをしていかなければいけないということになる。

### (3) 加害者に対する不十分な制裁

加えて、加害者に対する制裁が十分とは言えない。私は別に厳罰にしろと言っているわけではない。加害者が変わるための契機としての犯罪評価であるから、変わるための更生プログラムを刑事司法制度に組み込んでいく必要があるが、それは十分ではない。同じようなことが児童虐待でも言える。

### (4) 関係者の理解不十分

ホーム・バイオレンスに関する関係者の理解も十分ではない。本年1月に、家庭裁判所における家事事件の手続に関する法改正が施行された。従来、家事事件の調停は、最初に申立人から30分聞いて、次に申立ての相手方から30分聞くというように、両者を同席させて話を聞くことをしてこなかった。そういう形態は、DVのカップルにとっては有効だったし、それを排除するわけではないが、できる限り両者を同席させて調停を行おうという動きが出てきている。ただ、保護命令を出すのは地方裁判所であるから、家庭裁判所が保護命令に対して十分な理解をしているか疑問なところはある。

また、法曹である検察や弁護士、あるいは警察といった刑事司法に関わる人たちの理解もいまだ十分とは言えない。

#### (5)暴力容認社会の継続

体罰が暴力であるか否かを議論すること自体が私は間違っていると思うが、この議論に明らかなように、体罰を暴力・犯罪だと認識できない社会に私たちは生きているということも確認しておかなければいけない。

### 11 おわりに

時間になったので、私の報告はこれで終わりたいと思う。ここ十数年、法律に基づいて一定の対策はとられて きているが、現在の枠組み自体を見直すときに来ているのではないかというのが最後に指摘したいことである。

例えば、DVと児童虐待が果たして全く別な法制度でいいのか。また、ストーカー規制法もどうするか。制度の 再構築を考える時期に来ていると思う。

その場合に、ホームという場所、ホームというのも限定的なホームではなくて、少なくとも生活の場が安心で 安全であるために、そこに注目した形で法制度を組み替えることが必要ではないかというのが、今日の私の結 論になる。

少し時間を超過しましたけれども、ご清聴ありがとうございました。